

## 第 77 号議案

### 八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例 例設定について

八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 26 年 9 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

#### 八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、特例児童扶養資金（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 207 号）附則第 4 条第 1 項に規定する特例児童扶養資金をいう。）に係る貸付金の償還の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(償還未済額の一部の償還の免除)

第 2 条 市長は、前条の貸付金の貸付けを受けた者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、市規則で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

- (1) 当該貸付金の償還日において市規則で定める所得の状況にあるとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。